

中小企業省力化投資補助事業(一般型)

電子申請マニュアル(交付申請)

2025年6月30日 版

独立行政法人中小企業基盤整備機構

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

電子申請マニュアル(交付申請)について

本マニュアルは中小企業省力化投資補助金の交付申請を行う際の電子システムの操作や注意点について記載した資料です。

交付申請を行うにあたっての注意点や手続きについては「[交付申請の手引き](#)」を必ずご確認ください。

注意点

- 本事業の申請は、電子申請システムのみで受け付けます。入力については、申請者自身が本マニュアルに従って作業してください。
- 入力情報については、必ず申請者自身がその内容を理解、確認の上、申請者自身が申請してください。
※GビズID及びパスワードを外部支援者等の第三者に開示することは、「GビズID利用規約」第10条に反する行為であり、トラブルの原因となり得ますので、ご注意ください。
- スマートフォン、タブレットでは操作できません。PCをご準備ください。

交付申請は、jGrants※の手続きが必要です。手続きが完了しないと交付決定となりませんので、必ず最後まで完了させるようにしてください。

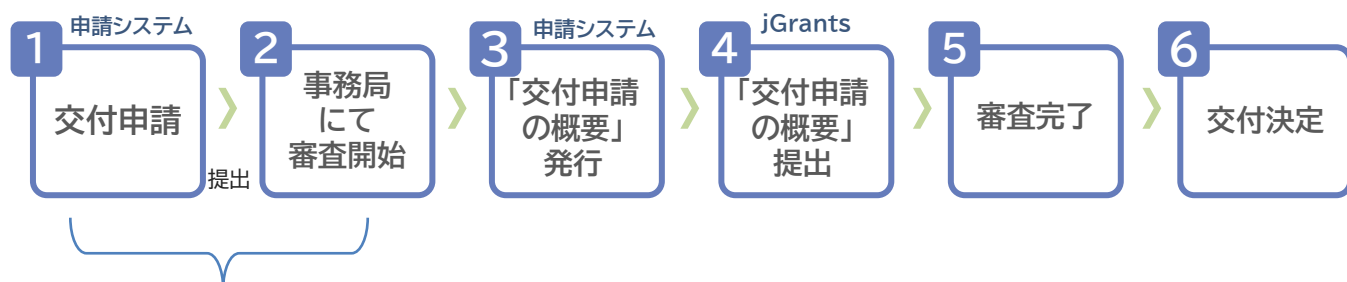
※jGrants について <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

マイページは[こちら](#)

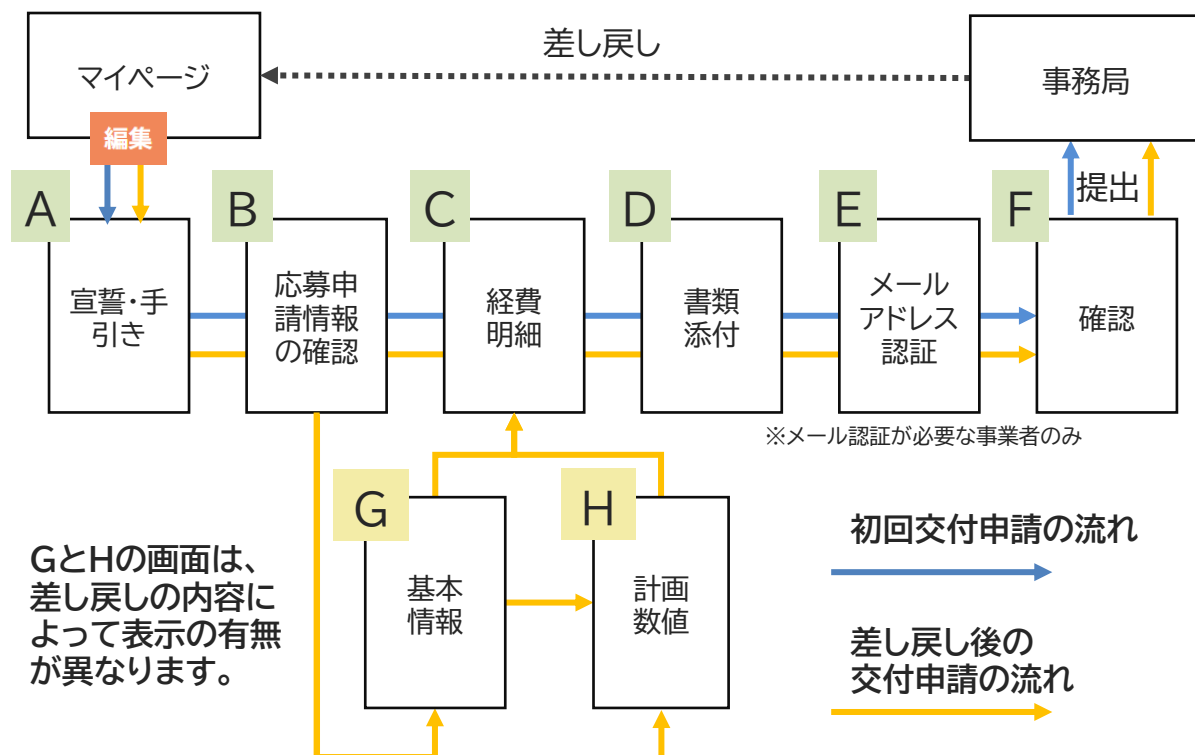
目次

はじめに	P.2
交付申請の流れ	P.4
交付申請を行う	P.5
jGrantsでの手続き	P.26
お問い合わせ	P.29

交付申請は申請システムから開始し、事務局にて交付申請内容が精査されると「交付申請の概要」が発行されます。その後「交付申請の概要」をjGrantsにて提出し最終確認を経て完了となります。手続きは最後まで完了させるようご注意ください。



1 交付申請の申請画面はこのような進みます。



申請画面のボタンについて

戻る

前画面へ戻ります。

次へ

次ページへ進みます。
入力や添付が完了したら次へ進めてください。

一時保存

申請内容が一時保存されます。途中で申請画面を閉じる際には一時保存するようご注意ください。

修正

確認画面にて各画面に遷移します。

計算

経費や計画値が計算されます。

交付申請ステータスについて

【交付申請】作成中

事業者側で交付申請ができる状態です。

【交付申請】申請済

交付申請が事務局へ提出された状態です。

【交付申請】交付申請の概要発行済

「交付申請の概要」が発行されています。

【交付申請】交付決定

審査が完了し交付決定となっています。

マイページトップ画面にて確認できます。

交付申請ステータス					
【交付申請】作成中					
編集	交付申請番号	交付申請ステータス	公募回	交付決定日	交付決定額（円）
	IGR-00000051	【交付申請】作成中	第2回		

交付申請はマイページから開始してください。



応募・交付申請はこちら

一般型トップページの右上にボタンがあります。

マイページはこちら

GビズIDにてログインをしてください。



詳細

応募申請内容が確認できます。

編集

編集から開始してください。編集途中の申請は編集ボタンから再開することができます。

初回交付申請画面

A 宣誓・手引き

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 経費明細 — 書類添付 — 確認

戻る
次へ

公募要領・手引き

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分ご理解のうえ、手続きを進めてください。

公募要領



交付申請の手引き



1 宣誓事項 必須

申請にあたり、以下の要件をすべて満たすことを確認しチェックをいれてください。

中小企業省力化投資補助事業に係る補助金の公募要領等の記載内容を全て確認・理解し、本補助金の申請要件（補助対象者、補助対象経費等）に該当していることを確認のうえ、交付申請を行います。また、補助事業（以下「本事業」という）において補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）については、補助事業実施期間及び処分制限期間中は、本事業のみで使用し、他の事業用途で一切使用しないことを誓約いたします。 尚、取得財産等のうち、処分を制限する財産を、その期間内において、処分しようとするときは、中小企業省力化投資補助金交付規程第24条の規定に基づき、定められた手続きをいたします。 公募要領等の記載内容に反する事実や、申請にあたって虚偽や事実と異なる点があったことが明らかになり、不採択、採択決定の取消、交付決定の取消、補助金の返還となった場合に、異議を申し立てません。また、事業者名及び代表者名を含む不正内容の公表等が行われることに同意します。	☒
--	-------------------------------------

戻る
次へ

1 宣誓事項

交付申請するにあたっての宣誓、遵守事項になります。当てはまらない場合は申請できません。

B 応募情報の確認

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 基本情報 — 事業計画数値 — 経費明細 — 書類添付 — メールアドレス認証 — 確認

戻る
一時保存
次へ

2 応募申請時点からの変更有無

事業者名、役職、代表者氏名、代表電話番号、本店所在地に変更がある場合は「変更あり」を選択のうえ、変更する項目と理由を入力してください。

☐ 変更あり

☐ 変更なし

小規模企業者/小規模事業者から変更ありません ☒ はい ☐ いいえ

※小規模企業者/小規模事業者に該当しなくなった場合、補助率は1/2になります。

再生事業者 ☒ 再生事業者に該当

※再生事業者に該当しなくなった場合はチェックを外してください。補助率は1/2になります。

2 応募申請時点からの変更有無

応募申請時点から以下の項目に変更があった場合、「変更あり」を選択し、変更する項目と理由を入力してください。

・事業者名、役職、代表者氏名、代表電話番号、本店所在地
※変更後の情報はここでは入力しないようご注意ください。

「変更あり」を選択した場合



交付申請提出後、事務局から差し戻し、変更の依頼がありますので、その際変更した情報を申請してください。

3 応募申請時に、小規模企業者/小規模事業者・再生事業者として申請した事業者のみ表示されます。
交付申請時点で変更があるかどうか申請してください。
小規模企業者/小規模事業者・再生事業者に該当しなくなった場合、補助率は1/2に変更となります。

初回交付申請画面

4

補助事業実施場所の変更

☐ 変更あり

☐ 変更なし

※補助事業実施場所の変更は原則認められません。やむを得ず変更が生じた場合はその理由を詳細に記載してください。

5

補助事業の実施場所が自社の所有地
ありません

☐ はい

☐ いいえ

※はいの場合、補助事業実施場所の確認書類（不動産登記事項証明書や賃貸借契約書等）の提出が必要です。

6

「両立支援のひろば」に関する確認

従業員数21名以上の場合、交付申請時までに、「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表することが必要です。

公表先のURLを入力してください。

厚生労働省「両立支援のひろば」 (https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_int.php)

7

担当者情報

応募申請時から変更がある場合のみ変更してください。

担当者の役職

担当者氏名 必須

姓 : 担当 名 : 担当

担当者氏名（カナ） 必須

セイ : タントウ メイ : タントウ

担当者メールアドレス 必須

tantou01@mail.com

担当者メールアドレスを変更した場合、申請最終ページにてメールアドレスの認証が必要です。
認証コード発行ボタンを押して次へ進んでください。

担当者電話番号 必須

000000000000

認証コード発行

戻る 一時保存 次へ

注意点

原則変更は認められません。

補助事業の実施場所に変更がある場合「変更あり」を選択し、その理由を述べてください。

「変更あり」を選択した場合



変更の内容を事務局にて確認します。交付申請提出後、変更を事務局が認めた場合のみ事務局から差し戻し、変更の依頼がありますので、その際変更した情報を申請してください。

5

補助事業の実施場所が自社の所有地でない場合は「はい」を選択してください。

「はい」を選択した場合



補助事業の実施場所の確認書類の添付が必要です。書類添付画面にて添付をしてください。

6

従業員数21名以上の事業者のみ表示されます。
公表先のURLを入力してください。

7

最新の担当者情報を入力してください。
認定経営革新等支援機関を含む外部機関の者を担当者とすることはできません。

認証コード発行

応募申請時からメールアドレスを変更した場合のみ認証コードの発行が必要になります。

初回交付申請画面

重要

C

経費明細

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 基本情報 — 事業計画数値 — 経費明細 — 書類添付

戻る

一時保存

次へ

補助対象経費
→ 補助対象となる経費 →
・本事業の達成に直接に貢献するものであり、経費の必要性及び金額の合理性を判断書類によって明確にできるもの

① 機械装置・システム構築費
② 運搬費
③ 技術導入費
④ 知的財産権等関連経費
⑤ 外注費
⑥ 専門家経費
⑦ クラウドサービス利用費

⑧ 経費以外の経費
⑨ 経費以外の経費
⑩ 経費以外の経費

特例の適用状況

最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例
大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

特例の適用状況をご確認ください。

適用なし
適用なし

※最低賃金の引き上げに係る補助率の引き上げ特例は審査の結果認められなかったため補助率は1/2となります。

応募申請時に計上されていない経費や事業計画に含まれていない経費は認められません。ただし、見積もりを取った結果、応募時に計上していた経費区分と異なることが明確になった場合は、見積書に基づいた経費区分に計上してください。

経費についての詳細は「[交付申請の手引き](#)」にてご確認ください。

1

経費明細書

応募申請した費用を見積書に沿って入力してください。

(A)事業に要する経費

事業全体にかかる経費。消費税及び地方消費税を含みます。

(B)補助対象経費

(A)事業に要する経費(税込み)のうち、補助対象の経費。消費税及び地方消費税を含みません。

(B)補助対象経費(税抜き)は、(A)事業に要する経費(税込み)の3分の2以上であることが必要です。

経費明細表	(A) 事業に要する経費	(B) 補助対象経費	(C) 積算基礎
補助対象経費(税抜き)	(税込みの額)	(税抜きの額)	(B)の内訳 (機械装置名、単価×数量等)
機械装置・システム構築費 (単価50万円以上)	5000000	★1 500000	★2 AAA
運搬費	100000		
技術導入費	100000		
知的財産権等関連経費	100000		
外注費	100000		
専門家経費	100000	100000	
クラウドサービス利用費	100000	100000	
合計	(A) 5,600,000	(B) 5,600,000	

★1 | 50万円(税抜き)以上の設備投資が必要です。

★2 | 機械装置システム構築費の(C)積算基礎は入力必須です。
見積書に基づき記載してください。
機械装置等の名称・型番、及び金額、数量、単価等。
※一式表記等、内容が不明なものは認められません。

2

補助金申請額

(B)補助対象経費から、補助率と以下の要件を加えて算出しています。

機械装置・システム構築費以外の経費は総額で500万円(税抜き)までを補助。

(上限額)

技術導入費 | 補助対象経費総額(税抜き)の3分の1

知的財産権等関連経費 | 補助対象経費総額(税抜き)の3分の1

外注費 | 補助対象経費総額(税抜き)の2分の1

専門家経費 | 補助対象経費総額(税抜き)の2分の1

応募申請時から経費に変更があった場合も採択時の「補助金申請額」を上回ることとはできません。

計算

経費を入力したら計算ボタンを押して合計金額を確認してください。

補助金申請額

補助金申請額

(D)

2,333,333 円

戻る

一時保存

次へ

初回交付申請画面

書類添付

D

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 経費明細 — 書類添付 — 確認

戻る

一時保存

次へ

書類添付時の注意点

書類の添付誤りが散見されています。正しいファイルが添付できているか、内容を必ず確認してください。
申請状況により同じ資料の添付を求められる場合があります。同じ資料であってもそれぞれの添付口に添付をしてください。
数期分の提出が必要な資料があります。必須マークの有無に

全事業者必須です。見積依頼をした経費ごとに、見積書依頼書・見積書・(2者目の見積書)・(選定理由書)を添付してください。
選定理由書のエビデンス資料(特許・許認可証等)についてもその他資料(任意)に添付してください。
見積書の添付口は10個用意しています。複数の経費がある場合、混在しないよう添付口をわけて添付してください。10個で不足する場合はその他資料(任意)の添付口を使用してください。

見積書

発注：1

見積依頼書

対応ファイル形式：PDF

必須

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

見積書（原則、1者）

対応ファイル形式：PDF

必須

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

見積書（原則、2者目）

対応ファイル形式：PDF

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

選定理由書

対応ファイル形式：PDF

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

発注：2

見積依頼書

対応ファイル形式：PDF

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

見積書（原則、1者）

対応ファイル形式：PDF

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

重要

システム構築費の詳細

システム構築費の詳細

対応ファイル形式：PDF

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

システム構築費を補助対象経費とする事業者は必須です。
システム構築の仕様書や要件定義書を添付してください。

賃金引き上げ計画の表明書

賃金引き上げ計画の表明書

対応ファイル形式：PDF

必須

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

全事業者必須です。【指定様式】賃金引き上げの表明書は本事業のホームページからダウンロードできます。

初回交付申請画面

経営力向上計画の認定書

特定非営利活動法人の事業者は必須です。

経営力向上計画の認定書
対応ファイル形式：PDF 必須

[ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

再生事業者の確認書類

再生事業者は必須です。

再生事業者の確認書類
対応ファイル形式：PDF 必須

[ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

補助事業実施場所の確認書類

補助事業の実施場所が自社の所有地でない事業者は必須です。

不動産登記事項証明書、賃貸借契約書等
対応ファイル形式：PDF 必須

[ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

研修動画の修了証

全事業者必須です。

研修動画の修了証
対応ファイル形式：PDF 必須

[ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

その他資料（任意）

その他添付書類がある場合は添付をし、添付した資料の内容をコメント欄に入力してください。

その他資料 1
対応ファイル形式：Excel、Word、PDF、JPEG、PNG、ZIP

[ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

その他資料 1 コメント
※添付するファイルの内容を入力してください。

コメント

その他資料 2
対応ファイル形式：Excel、Word、PDF、JPEG、PNG、ZIP

[ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

その他資料 2 コメント
※添付するファイルの内容を入力してください。

コメント

その他資料 3
対応ファイル形式：Excel、Word、PDF、JPEG、PNG、ZIP

[ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

その他資料 3 コメント
※添付するファイルの内容を入力してください。

コメント

[戻る](#)

[一時保存](#)

[次へ](#)

初回交付申請画面

E

メールアドレス認証

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 経費明細 — 書類添付 — メールアドレス認証 —

戻る次へ

担当者メールアドレス宛に認証コードメールが届いております。
メールに記載された認証コードを入力してください。

担当者メールアドレスmail@mail.co.jp

1認証コード

数分待っても認証コードが届かない場合は、迷惑メールフォルダもご確認ください。
それでも届かない場合はメールアドレスの再確認と迷惑メールフィルタ等をご確認いただき、
応募情報の確認画面から認証コードの再発行をお試しください。

応募情報の確認画面へ

戻る次へ

応募申請時からメールアドレスを変更した場合のみ表示されます。

4認証コードを入力してください。

中小企業省力化投資補助金事務局です。

一般型の交付申請で利用するメールアドレスの認証コードをお知らせします。

認証コード： XXXXXX

マイページから交付申請画面を開き、認証コードを入力してメールアドレス認証を完了してください。

マイページ（一般型）：<https://shoryokuka>

※本メールは送信専用のため、ご返信いただきましてもご対応致しかねますのでご了承ください。

中小企業省力化投資補助金事務局

【お問い合わせ先】

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

TEL：0570-099-660

[IP 電話専用回線] 03-4335-7595

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

※電話番号はお間違いないようお願いいたします。

ホームページ：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

初回交付申請画面

F

確認

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 経費明細 — 書類添付 — 確認

— 宣誓・手引き

修正

宣誓事項

中小企業省力化投資補助事業に係る補助金の公募要領等の記載内容を全て確認・理解し、本補助金の申請要件（補助対象者、補助対象経費等）に該当していることを確認のうえ、交付申請を行います。また、補助事業（以下「本事業」という）において補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）については、補助事業実施期間及び処分制限期間中は、本事業のみで使用し、他の事業用途で一切使用しないことを誓約いたします。

尚、取得財産等のうち、処分を制限する財産を、その期間内において、処分しようとするときは、中小企業省力化投資補助金交付規程第24条の規定に基づき、定められた手続きをいたします。

公募要領等の記載内容に反する事実や、申請にあたって虚偽や事実と異なる点があったことが明らかになり、不採択、採択決定の取消、交付決定の取消、補助金の返還となった場合に、異議を申し立てません。また、事業者名及び代表者名を含む不正内容の公表等が行われることに同意します。

— 応募情報の確認

修正

応募申請時点からの変更有無

事業者名、役職、代表者氏名、代表電話番号、本店所在地に変更がある場合は「変更あり」を選択のうえ、変更する項目と理由を入力してください。

変更なし

再生事業者



再生事業者に該当

補助事業実施場所の変更

変更なし

補助事業の実施場所が自社の所有地ではありません

はい

研修動画の修了証

その他資料（任意）

その他資料1

添付なし

その他資料1 コメント

その他資料2

添付なし

その他資料2 コメント

その他資料3

添付なし

その他資料3 コメント

提出

修正

修正がある場合、修正ボタンから各ページに戻り修正をしてください。

交付申請が提出されました。提出後は事務局からのメールにて次の手続きをご確認ください。

交付申請提出後、提出内容に修正や確認事項等がある場合、事務局から差し戻します。交付申請内容とあわせて応募申請内容についても差し戻す場合があります。差し戻した際にはメールにて通知しますので、マイページへログインし、不備内容をよくご確認のうえ対応してください。

差し戻し後は全画面の上部に「不備内容」として事務局からの対応依頼内容が表示されます。

差し戻し後は事務局から依頼している項目のみ修正・変更し、その他項目についてはそのままご提出ください。

差し戻し後の交付申請画面

A

宣誓・手引き

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 基本情報 — 事業計画数値 — 経費明細 — 書類添付 — 確認

戻る

次へ

不備内容

差し戻します。

重要

交付申請提出後に事務局から差し戻されると不備内容が表示されます。こちらをご確認のうえ、必要な箇所のみ変更をお願いします。

不備内容に記載されていない項目は変更せずにそのまま進めてください。

公募要領・手引き

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分ご理解のうえ、手続きを進めてください。

公募要領



交付申請の手引き



宣誓事項 必須

申請にあたり、以下の要件をすべて満たすことを確認しチェックをいれてください。

中小企業省力化投資補助事業に係る補助金の公募要領等の記載内容を全て確認・理解し、本補助金の申請要件（補助対象者、補助対象経費等）に該当していることを確認のうえ、交付申請を行います。また、補助事業（以下「本事業」という）において補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）については、補助事業実施期間及び処分制限期間中は、本事業のみで使用し、他の事業用途で一切使用しないことを誓約いたします。
尚、取得財産等のうち、処分を制限する財産を、その期間内において、処分しようとするときは、中小企業省力化投資補助金交付規程第24条の規定に基づき、定められた手続きをいたします。
公募要領等の記載内容に反する事実や、申請にあたって虚偽や事実と異なる点があったことが明らかになり、不採択、採択決定の取消、交付決定の取消、補助金の返還となった場合に、異議を申し立てません。また、事業者名及び代表者名を含む不正内容の公表等が行われることに同意します。



戻る

次へ

差し戻し後の交付申請画面

B

応募情報の確認

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 基本情報 — 事業計画数値 — 経費明細 — 書類添付 — 確認

戻る

一時保存

次へ

不備内容

差し戻します。

応募申請時点からの変更有無

役職、代表者氏名、代表電話番号、本店所在地に変更がある場合は「変更あり」を選択のうえ、変更する項目と理由を入力してください。

☒ 変更あり

☐ 変更なし

本店所在地に変更がありました。

☒ はい

☐ いいえ

小規模企業者/小規模事業者から変更ありません

※小規模企業者/小規模事業者に該当しなくなった場合、補助率は1/2になります。

☐ 変更あり

☒ 変更なし

補助事業実施場所の変更

※補助事業実施場所の変更は原則認められません。やむを得ず変更が生じた場合はその理由を詳細に記載してください。

☒ はい

☐ いいえ

補助事業の実施場所が自社の所有地ではありません

※はいの場合、補助事業実施場所の確認書類（不動産登記事項証明書や賃貸借契約書等）の提出が必要です。

担当者情報

応募申請時から変更がある場合のみ変更してください。

担当者の役職

取締役

担当者氏名 必須

姓：

担当

名：

力

担当者氏名（カナ） 必須

セイ：

タントウ

メイ：

チカラ

担当者メールアドレス 必須

mail@mail.co.jp

認証コード発行

担当者メールアドレスを変更した場合、申請最終ページにてメールアドレスの認証が必要です。認証コード発行ボタンを押して次へ進んでください。

担当者電話番号 必須

09010001000

戻る

一時保存

次へ

事務局からの依頼内容のみ対応し、依頼がない項目はそのまま次へ進めてください。

差し戻し後の交付申請画面

基本情報

G

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — **基本情報** — 事業計画数値 — 経費明細 — 書類添付 — 確認

戻る

一時保存

次へ

不備内容

差し戻します。

本ページの項目に修正が必要な場合のみ表示される画面です。

事務局からの依頼内容のみ対応し、依頼がない項目はそのまま次へ進めてください。

基本情報

事業者情報を入力してください。応募申請時から基本情報の項目に変更があった個所のみ最新の情報に変更してください。

事業者名 必須

事業者名 (カナ) 必須

法人代表者役職 必須

個人事業主の場合は「個人事業主」と記載してください。

代表者氏名 必須 姓 : 名 :

代表者氏名 (カナ) 必須 姓 : 名 :

代表電話番号 必須

本店所在地

応募申請時から本店所在地に変更があった場合のみ最新の情報に変更してください。

郵便番号 必須

都道府県 必須

市区町村 必須

町域 必須

番地等 必須

建物名

1

初回交付申請時に「変更あり」を選択した、もしくは事務局から修正の依頼がある場合のみ情報を変更してください。

事業者の実在確認書類

法人の場合のみ表示

履歴事項全部証明書

対応ファイル形式: PDF

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

※応募申請時から履歴事項全部証明書の内容に変更があった場合は必ず添付してください。

納税証明書 (その2) 直近3年分

対応ファイル形式: PDF

ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

※事務局から提出を依頼された場合のみ添付してください。

事業者の実在確認書類

個人事業主の場合のみ表示

確定申告書の控え (第一表)

対応ファイル形式: PDF

確定申告書の控え (第一表)

削除

※事務局から提出を依頼された場合のみ添付してください。

納税証明書 (その2) 直近1年分

対応ファイル形式: PDF

納税証明書 (その2) 直近1年分

削除

上記にて履歴事項全部証明書に記載の情報を変更した場合のみ添付してください。

事務局から添付の依頼があった場合のみ添付してください。

事務局から添付の依頼があった場合のみ添付してください。

差し戻し後の交付申請画面

従業員数 5 人

役員名簿 **法人の場合のみ表示**

【指定様式】役員名簿
対応ファイル形式：Excel

ファイルをアップロード または ファイルをドロップ

※事務局から提出を依頼された場合のみ添付してください。

株主名簿 **法人の場合のみ表示**

【指定様式】株主・出資者名簿
対応ファイル形式：Excel

ファイルをアップロード または ファイルをドロップ

※事務局から提出を依頼された場合のみ添付してください。

事務局から修正を依頼された項目のみ修正してください。

資本金（出資金） **必須** 12345

個人事業主の場合は、0を入力してください。

創業・設立日（西暦） **必須** 2000/11/11

自身の該当する業種

事務局から修正を依頼された項目のみ修正してください。
主たる事業の業種について入力してください。
「主たる事業」とは、売上高・付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業を指します。

業種コード **必須** 3631 **検索**

日本標準産業分類の細分類コードを入力してください。

業種コードの検索※外部サイト [政府統計の総合窓口](#) [日本標準産業分類検索](#)

日本標準産業分類について※外部サイト [経済省](#) | [統計基準等](#) | [日本標準産業分類（令和5年7月告示）](#)

大分類 **必須** 電気・ガス・熱供給・水道業

中分類 **必須** 水道業

小分類 **必須** 下水道業

細分類 **必須** 下水道処理施設維持管理業

主たる事業の実施場所

補助事業実施場所の変更は原則認められません。事務局からの依頼があった場合のみ情報を変更してください。

郵便番号 **必須** 1000001 **検索**

都道府県 **必須** 東京都

市区町村 **必須** 千代田区

町域 **必須** 千代田

番地等 **必須** 10-4

建物名

事業所名

事業実施場所が複数ある場合はチェックを入れてください。

☐ 2つ以上事業実施場所がある

チェックを入れた場合、「【指定様式】事業実施場所リスト」の提出が必要です。

書類のダウンロードはこちら
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/jippan/download/>

事務局から添付の依頼があった場合のみ添付してください。

2

事務局から変更の依頼があった場合のみ情報を変更してください。

重要

3

事務局から変更の依頼があった場合のみ情報を変更してください。

原則、事業の実施場所の変更は認められません。

「応募申請情報の確認」画面で「変更あり」を選択し、その理由を事務局に申告したうえで、事務局から変更が認められた場合のみ変更してください。

戻る

一時保存

次へ

差し戻し後の交付申請画面

H

事業計画数値

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 基本情報 — 事業計画数値 — 経費明細 — 書類添付 — 確認

戻る

一時保存

次へ

不備内容

差し戻します。

本ページの項目に修正が必要な場合のみ表示される画面です。

不備内容に記載の項目のみ修正のうえ、次へ進めてください。

事業計画の目標値を表示しています。

重要

決算年度(基準年)の項目に不備があり修正する場合

目標値は動かさませんので、表示された目標値を満たすよう計画を再策定してください。

事業計画の目標

目標数値を表示しています。こちらを参考に計画を策定してください。

①労働生産性の年平均成長率	4 %
②1人当たりの給与支給総額の年平均成長率 (2019年度を基準とし、2020年度～2024年度の5年間を指す。)	16.8 %
③給与支給総額の年平均成長率	12.7 %
④最低賃金の目標額	+30 円
会社全体の事業計画 (単位: 円)	
計画年数	5年
直近の決算年月	2024年 8月

事業計画の目標

目標数値を表示しています。こちらを参考に計画を策定してください。

①労働生産性の年平均成長率	4 %
②1人当たりの給与支給総額の年平均成長率 (2019年度を基準とし、2020年度～2024年度の5年間を指す。)	16.8 %
③給与支給総額の年平均成長率	12.7 %
④最低賃金の目標額	+30 円
会社全体の事業計画 (単位: 円)	
計画年数	5年
直近の決算年月	2024年 8月

計算

数値を入力した後、計算ボタンを押して情報を更新してください。直近の決算期の数値を実績値とし計画値を入力してください。※計画年数に問わず全事業者5年分の計画策定が必要です。

	直近の決算年月					
①営業利益	12345	23456	23456	23456	23456	23456
②人件費	100	100	100	100	100	100
③減価償却費	100	100	100	100	100	100
④付加価値額 (①+②+③)	12,545	23,656	23,656	23,656	23,656	23,656
労働生産性	627.25	1,182.80	1,182.80	1,182.80	1,182.80	1,182.80
労働生産性の目標値		652.34	678.44	705.58	733.80	763.15
⑤給与支給総額 (⑥+⑦)	33	34	34	34	34	60
⑥⑤のうち、役員報酬	10	10	10	10	10	10
⑦⑤のうち、従業員給与						
給与		1.50%	1.00%	0.74%	12.70%	
給与支給総額の目標額 (交付申請時点)		37.20	41.92	47.24	53.24	60.00
⑧従業員数	10	10	10	10	10	10
⑨従業員数	10	10	10	10	10	10
従業員1人当たり給与支給総額の年平均成長率 (交付申請時点)			2.40	2.40	5.00	
従業員1人当たり給与支給総額の目標額 (交付申請時点)		1.42%	1.06%	16.80%		
従業員1人当たり給与支給総額の目標額 (交付申請時点)		2.69	3.14	3.67	4.29	5.00

計算

計算ボタンを押して計画値を確認してください。

1

毎年労働生産性の目標値を満たす計画を策定してください。

2

事業計画年数の最終年度にて目標値を満たす計画を策定してください。

1

2

2

差し戻し後の交付申請画面

決算書等

損益計算書 1期前分
※個人事業主で青色申告の場合は青色申告決算書、
白色申告の場合は収支内訳書を添付してください。
対応ファイル形式：PDF

損益計算書 1期前分

削除

損益計算書 2期前分
対応ファイル形式：PDF

損益計算書 2期前分

削除

貸借対照表 1期前分
対応ファイル形式：PDF

貸借対照表 1期前分

削除

貸借対照表 2期前分
対応ファイル形式：PDF

貸借対照表 2期前分

削除

事務局から添付の依頼があった場合のみ添付してください。

決算書（応募申請時点）

参考として応募申請時に提出された財務諸表を表示しています。

損益計算書 1期前分
※個人事業主で白色申告の場合は
所得税白色申告収支内訳書

損益計算書 1期前分

損益計算書 2期前分

添付なし

貸借対照表 1期前分

貸借対照表 1期前分

貸借対照表 2期前分

添付なし

参考として応募申請時の財務諸表を表示しています。

戻る

一時保存

次へ

差し戻し後の交付申請画面

C

経費明細

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 基本情報 — 事業計画数値 — 経費明細 — 書類添付 — 確認

戻る

一時保存

次へ

不備内容

差し戻します。

事務局からの依頼内容のみ対応し、
依頼がない項目はそのまま次へ進
めてください。

補助対象経費

ー 補助対象となる経費 ー

・本事業の対象として明確に区分できるものであり、経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確にできるもの

I 機械装置・システム構築費

① 機械・装置、工具・器具の購入、製作、使用に要する経費

② 専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、使用に要する経費

③ 改良又は更新に要する経費

※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。

※2 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。

＜ 機械装置・システム構築費以外の経費は、総額で500万円までを補助上限額とします。＞

I 運搬費

運搬料、宅配・郵送料等に要する経費

I 技術導入費 (上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1)

知的財産権等の導入に要する経費

I 知的財産権等関連経費 (上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1)

特許権の知的所有権等取得に要する弁理士の事務代行費用等

I 外注費 (上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1)

新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費

I 専門家経費 (上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1)

本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費

I クラウドサービス利用費

クラウドサービスの利用に関する経費

特例の適用状況

大幅賞上げに係る補助上限額引き上げの特例

適用なし

最低資金引き上げに係る補助率引き上げの特例

適用なし

※最低資金の引き上げに係る補助率の引き上げ特例は審査の結果認められなかったため
補助率は1/2となります。

経費明細書 必須

補助対象経費(税抜)は事業に要する経費(税込み)の3分の2以上であることが必要です。

経費区分	(A) 事業に要する経費 (税込みの額)	(B) 補助対象経費 (税抜きの額)	(C) 換算基準 (B) の内訳 (機械装置名、単価×数量等)
			AAA
機械装置・システム構築費 (単価50万円以上)	5000000	5000000	
運搬費	100000	100000	
技術導入費	100000	100000	
知的財産権等関連経費	100000	100000	
外注費	100000	100000	
専門家経費	100000	100000	
クラウドサービス利用費	100000	100000	
合計	(A) 5,600,000	(B) 5,600,000	

計算

経費を入力したら計算ボタンを押して合計金額を確認してください。

補助金申請額

補助金申請額

(D) 3,733,333 円

戻る

一時保存

次へ

差し戻し後の交付申請画面

D

書類添付

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 基本情報 — 事業計画数値 — 経費明細 — **書類添付** — 確認

戻る

一時保存

次へ

不備内容

差し戻します。

事務局からの依頼内容のみ対応し、依頼がない項目はそのまま次へ進めてください。

書類添付時の注意点

書類の添付誤りが散見されています。正しいファイルが添付できていない申請状況により同じ資料の添付を求められる場合があります。同じ書類の複数回の提出が必要な資料があります。必須マークの有無に関わらず、必ず提出してください。

全事業者必須です。見積依頼をした経費ごとに、見積書依頼書・見積書・（2者目の見積書）・（選定理由書）を添付してください。選定理由書のエビデンス資料（特許・許認可証等）についてもその他資料（任意）に添付してください。見積書の添付口は10個用意しています。複数の経費がある場合、混在しないよう添付口をわけて添付してください。10個で不足する場合はその他資料（任意）の添付口を使用してください。

見積書

発注：1

見積依頼書
対応ファイル形式：PDF 必須

見積依頼書

削除

見積書（原則、1者）
対応ファイル形式：PDF 必須

見積書（原則、1者）

削除

見積書（原則、2者目）
対応ファイル形式：PDF

見積書（原則、2者目）

削除

選定理由書
対応ファイル形式：PDF

選定理由書

削除

重要

システム構築費の詳細

システム構築費を補助対象経費とする事業者は必須です。
システム構築の仕様書や要件定義書を添付してください。

システム構築費の詳細
対応ファイル形式：PDF

[ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

賃金引き上げ計画の表明書

全事業者必須です。【指定様式】賃金引き上げの表明書は本事業のホームページからダウンロードできます。

賃金引き上げ計画の表明書
対応ファイル形式：PDF 必須

[ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

差し戻し後の交付申請画面

経営力向上計画の認定書

特定非営利活動法人の事業者は必須です。

経営力向上計画の認定書
対応ファイル形式：PDF

ファイルをアップロード または ファイルをドロップ

事務局からの依頼内容のみ対応し、
依頼がない項目はそのまま次へ進め
てください。

再生事業者の確認書類

再生事業者は必須です。

再生事業者の確認書類
対応ファイル形式：PDF

ファイルをアップロード または ファイルをドロップ

補助事業実施場所の確認書類

補助事業の実施場所が自社の所有地でない事業者は必須です。

不動産登記事項証明書、賃貸借契約書等
対応ファイル形式：PDF

ファイルをアップロード または ファイルをドロップ

研修動画の修了証

全事業者必須です。

研修動画の修了証
対応ファイル形式：PDF

ファイルをアップロード または ファイルをドロップ

その他資料（任意）

その他添付書類がある場合は添付をし、添付した資料の内容をコメント欄に入力
してください。

その他資料 1
対応ファイル形式：Excel、Word、PDF、JPEG、PNG、ZIP

ファイルをアップロード または ファイルをドロップ

その他資料 1 コメント
※添付するファイルの内容を入力して
ください。

コメント

その他資料 2
対応ファイル形式：Excel、Word、PDF、JPEG、PNG、ZIP

ファイルをアップロード または ファイルをドロップ

その他資料 2 コメント
※添付するファイルの内容を入力して
ください。

コメント

その他資料 3
対応ファイル形式：Excel、Word、PDF、JPEG、PNG、ZIP

ファイルをアップロード または ファイルをドロップ

その他資料 3 コメント
※添付するファイルの内容を入力して
ください。

コメント

戻る

一時保存

次へ

差し戻し後の交付申請画面

E

メールアドレス認証

宣誓・手引き
応募情報の確認
基本情報
事業計画数値
経費明細
書類添付
メールアドレス認証
確認

戻る
次へ

不備内容

差し戻します。

担当者メールアドレス宛に認証コードメールが届いております。
メールに記載された認証コードを入力してください。

1

担当者メールアドレスmail@mail.co.jp

認証コード

数分待っても認証コードが届かない場合は、迷惑メールフォルダもご確認ください。
それでも届かない場合はメールアドレスの再確認と迷惑メールフィルタ等をご確認いただき、
応募情報の確認画面から認証コードの再発行をお試しください。

応募情報の確認画面へ

戻る
次へ

初回提出時からメールアドレスを変更した場合のみ表示されます。

4 認証コードを入力してください。

中小企業省力化投資補助金事務局です。

一般型の交付申請で利用するメールアドレスの認証コードをお知らせします。

認証コード： XXXXXX

マイページから交付申請画面を開き、認証コードを入力してメールアドレス認証を完了してください。

マイページ（一般型）：<https://shoryokuka>

※本メールは送信専用のため、ご返信いただきましてもご対応致しかねますのでご了承ください。

=====

中小企業省力化投資補助金事務局

【お問い合わせ先】

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

TEL：0570-099-660

[IP 電話専用回線] 03-4335-7595

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

※電話番号はお間違いないようお願いいたします。

ホームページ：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

=====

差し戻し後の交付申請画面

確認

宣誓・手引き — 応募情報の確認 — 基本情報 — 事業計画数値 — 経費明細 — 書類添付 — 確認

不備内容

差し戻します。

— 宣誓・手引き

修正

宣誓事項

中小企業省力化投資補助事業に係る補助金の公募要領等の記載内容を全て確認・理解し、本補助金の申請要件（補助対象者、補助対象経費等）に該当していることを確認のうえ、交付申請を行います。また、補助事業（以下「本事業」という）において補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）については、補助事業実施期間及び処分制限期間中は、本事業のみで使用し、他の事業用途で一切使用しないことを誓約いたします。
尚、取得財産等のうち、処分を制限する財産を、その期間内において、処分しようとするときは、中小企業省力化投資補助金交付規程第24条の規定に基づき、定められた手続きをいたします。
公募要領等の記載内容に反する事実や、申請にあたって虚偽や事実と異なる点があったことが明らかになり、不採択、採択決定の取消、交付決定の取消、補助金の返還となった場合に、異議を申し立てません。また、事業者名及び代表者名を含む不正内容の公表等が行われることに同意します。

— 応募情報の確認

修正

応募申請時点からの変更有無

事業者名、役職、代表者氏名、代表電話番号、本店所在地に変更がある場合は「変更あり」を選択のうえ、変更する項目と理由を入力してください。

研修動画の修了証

研修動画の修了証

研修動画の修了証

その他資料（任意）

その他資料1

添付なし

その他資料1 コメント

その他資料2

添付なし

その他資料2 コメント

その他資料3

添付なし

その他資料3 コメント

修正

修正がある場合、修正ボタンから各ページに戻り修正をしてください。

交付申請が提出されました。提出後は事務局からのメールにて次の手続きをご確認ください。

提出

jGrantsのサイト内の**省力化投資補助金のページ**から申請を開始してください。



jGrants

他の補助金に申請しないようご注意ください。

中小企業省力化投資補助金（一般型）

※イメージ

概要

補助金のキャッチコピー

補助金のサマリー

中小企業省力化投資補助事業（一般型）の交付申請以降の専用サイトです。
応募申請で採択を受けた事業者は、中小企業省力化投資補助事業HP内の中小企業マイページ内から交付申請の手続きを開始ください。
中小企業マイページ内で、「交付申請の概要」PDFファイルを取得後、本専用サイトにて手続きを進められます。
詳しくは、中小企業省力化投資補助事業HPの手引きをご確認ください。

■ 参照URL

[中小企業省力化投資補助事業HP（一般型）](#)

■ 目的・概要

中小企業省力化投資補助事業（一般型）は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

■ 問合せ先

＜中小企業省力化投資補助事業 コールセンター＞
お問合せ時間：9:30～17:30/月曜～金曜（土・日・祝日除く）
ナビダイヤル：0570-099-660
IP電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7595
※通話料がかかります

補助金上限額

100,000,000 円

補助率

公募要領をご確認ください。

条件・期間

業種

漁業 / 建設業 / 製造業 / 電気・ガス・熱供給・水道業 / 情報通信業 / 複合サービス事業 / サービス業（他に分類されないもの） / 公務（他に分類されるものを除く） / 分類不能の産業 / 農業、林業 / 鉱業、採石業、砂利採取業 / 運輸業、郵便業 / 卸売業、小売業 / 金融業、保険業 / 不動産業、物品賃貸業 / 学術研究、専門・技術サービス業 / 宿泊業、飲食サービス業 / 生活関連サービス業、娯楽業 / 教育、学習支援業 / 医療、福祉

補助対象地域

全国

補助対象地域詳細

従業員数の上限

従業員数の制約なし

利用目的

設備整備・IT導入をしたい

募集開始日時

2025年6月16日 10:00

募集終了日時

2027年3月31日 23:59

事業終了期限

当サイトの代理申請

不可

詳細

公募要領

交付要綱

申請様式

[一覧に戻る](#)

[ログインして申請する](#)

GビズIDにてログインをしてください。

GビズID

ログイン / Login

アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)

パスワード / Password

ログイン / Login

[パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?](#)

中小企業省力化投資補助金（一般型）

※イメージ

概要

補助金のキャッチコピー

補助金のサマリー

中小企業省力化投資補助事業（一般型）の交付申請以降の専用サイトです。
応募申請で採択を受けた事業者は、中小企業省力化投資補助事業HP内の中小企業マイページ
内から交付申請の手続きを開始ください。
中小企業マイページ内で、「交付申請の概要」PDFファイルを取得後、本専用サイトで手
続きを進められます。
詳しくは、中小企業省力化投資補助事業HPの手引きをご確認ください。

■ 参照URL
[中小企業省力化投資補助事業HP（一般型）](#)

■ 目的・概要
中小企業省力化投資補助事業（一般型）は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しす
るため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル
技術等を活用した専用設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、
省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、員上げにつな
げることを目的とします。

■ 問合せ先
＜中小企業省力化投資補助事業 コールセンター＞
お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）
ナビダイヤル：0570-099-660
IP電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7595
※通話料がかかります

補助金上限額	100,000,000 円
補助率	公募要領をご確認ください。

条件・期間

業種	漁業 / 建設業 / 製造業 / 電気・ガス・熱供給・水道業 / 情報通信業 / 複合サービス事業 / サービス業（他に分類されないもの） / 公務（他に分類されるものを除く） / 分類不能の産業 / 農業、林業 / 鉱業、採石業、砂利採取業 / 運輸業、郵便業 / 卸売業、小売業 / 金融業、保険業 / 不動産業、物品賃貸業 / 学術研究、専門・技術サービス業 / 宿泊業、飲食サービス業 / 生活関連サービス業、娯楽業 / 教育、学習支援業 / 医療、福祉
補助対象地域	全国
補助対象地域詳細	
従業員数の上限	従業員数の制約なし
利用目的	設備整備・IT導入をしたい
募集開始日時	2025年6月16日 10:00
募集終了日時	2027年3月31日 23:59
事業終了期限	
当サイトの代理申請	不可

詳細

公募要領	
交付要綱	
申請様式	

一般型 交付申請

申請する

申請 ※イメージ

申請先情報

補助金名 中小企業省力化投資補助金（一般型）
申請フォーム名 一般型 交付申請

1 事業基本情報

必須 事業の名称 IGR-00000000

2 交付申請の概要

申請マイページから確認した「IGR-」から始まる交付申請番号を入力してください。

必須 交付申請の概要

申請マイページからダウンロードした「交付申請の概要」のPDFファイルを添付してください。

事業者基本情報

G.bizID等の事業者情報が自動入力されています。間違いがないか確認ください。

事業形態 法人 法人番号／事業者識別番号
法人名／屋号 株式会社事務局 本社所在地／印鑑登録証明書住所（都道府県） 東京都
本社所在地／印鑑登録証明書住所（市区町村） 目黒区 本社所在地／印鑑登録証明書住所（番地等）
代表者名／個人事業主氏名（姓） テスト 代表者名／個人事業主氏名（名） 代表
必須 担当者メールアドレス

一時保存 申請する

1 IGRから始まる交付申請番号を入力してください。

2 申請システムで発行された「交付申請の概要」を添付してください。

交付申請が提出されました。
事務局からのご連絡をお待ちください。

中小企業省力化投資補助金（一般型）

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>

お問い合わせ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

お問い合わせの際は、予めページの掲載資料や
「よくあるご質問（カタログ注文型）」「よくあるご質問（一般型）」を確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話等からの
お問い合わせ先

03-4335-7595

※通話料がかかります

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）
恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

ダイヤル後、ご自身が該当する番号を以下より選択してください。

1番 カatalog注文型に関して

2番 一般型に関して

1番 工業会向け
(製品カテゴリ登録、申請方法など)

1番 製造事業者向け
(カatalog登録、製造事業者登録、製品登録要件など)

2番 販売事業者向け
(販売事業者登録、登録要件、スケジュールなど)

3番 補助金の活用を検討している
中小企業等向け
(公募要領、カatalog公開時間)

1番 応募申請前の方

2番 応募申請後の方